

(釧路公立大学からのお知らせ)

東日本大震災にかかる授業料の減免について(平成31年度在學生)

平成31年度前期授業料の減免について(在學生)

東日本大震災における被害を受けた方で、平成31年度前期授業料の減免を希望する方は、通常の授業料減免とは別に、事務局学生課で相談を受付しています。(東日本大震災が減免申請理由とならない場合は、通常の減免申請をしていただきますので、その際は通常の受付期間を厳守願います)

前年度、東日本大震災にかかる授業料の減免を受けた学生については、必要申請書類を実家宛に郵送しますので、今年度も引き続き減免を必要とする場合、4月10日(水)までに学生課に提出してください。(持参・郵送どちらでも可)

なお、減免基準は下記のとおりとなっておりますので、該当する方は証明書を添付してください。また、すでに「り災証明」を提出している方は、再提出の必要はありませんので「申立書」に現在の生活状況等を記載の上、提出してください。

※通常の授業料減免申請と受付時期が異なりますのでご注意願います。

東日本大震災に係る授業料の減免について(平成31年度)

授業料負担者のり災状況等	減免内容	添付書類
死亡又は6か月以上の疾病による生活困窮	全額免除	・市(区)町村長が発行するり災証明書(写)又は申立書 ・死亡の記載がある戸籍謄本又は医師診断書【該当者のみ】
所有する住宅の半壊(半焼)以上の被害【持家のみ】 その他類似事例(流失等)	全額免除	・市(区)町村長が発行するり災証明書(写)又は申立書 ・市(区)町村長が発行する被災証明書(写)又は申立書【福島第一原子力発電所の事故のみ】
福島第一原子力発電所の事故の影響により居住地(政府による避難指定区域に限る)から避難している場合	半額減免	・福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書又は市(区)町村長の発行する市(区)町村民税の課税証明【該当者のみ】
一部損壊等の被害	半額減免	・市(区)町村長が発行するり災証明書(写)又は申立書

注) ※1及び※2の区分については、平成26年度に新設されたもの。

<相談窓口>

釧路公立大学事務局学生課

電話 0154-37-5091